

出来事（2019年8月）

1. 食品添加物の指定 厚生労働省

8月の食品添加物の新規指定は、ありません。

2. 食品添加物の規格・基準の改定 厚生労働省

8月の食品添加物の規格・基準の改定は、ありません。

3. 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた輸出先国の規制への対応の強化

輸出拡大の阻害要因を取り除く具体策を進めるために、農林水産省および厚生労働省において、緊急増員がなされました。農林水産省に、「輸出対策強化特別チーム」が設置されました。

農林水産省：食料産業局輸出促進課 16人、水産庁加工流通課 4人

厚生労働省：医薬・生活衛生局食品監視安全課 14人、地方厚生局 12人、

国立医薬品食品衛生研究所 2人

4. 食品添加物の表示の改定 消費者庁

8月29日開催された第4回食品添加物表示制度に関する検討会で、論点整理がなされました。

論点1：一括名表示（簡略名、類別名を含む）の在り方

論点2：用途名表示の在り方

論点3：「無添加」、「不使用」の表示の在り方

論点4：栄養強化目的で使用した食品添加物の表示

論点5：食品添加物表示の普及、啓発、消費者教育について

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/review_meeting_012/

5. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限

② 8月の新たな出荷制限はありません。

6. 食品酵素キチナーゼの安全性評価 EFSA 7月25日

Nagase 社が遺伝子組換え *Streptomyces violaceoruber* pChi 株で生産する *treptomyces violaceoruber* ((pChi 株) 由来食品酵素キチナーゼ (EC 3.2.1.14)) の安全性評価が、EFSA の Panel on Food Contact Materials, Enzymes and Processing Aids (CEP パネル) でなされました。

CEP パネルは、このキチナーゼについて、毒性学的試験、意図した使用条件、生産工程から生じる安全上の懸念を生じないと結論しました。一方、この食品酵素に生きた細胞や遺伝子組換え生産株由来 DNA がいないことについて結論できなかったため、抗菌剤耐性を付与する遺伝子が存在する可能性に不確実性が残っているとしました。

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5767>

7. 一部の抹茶に高濃度アルミニウム BfR 7月25日

アルミニウムの摂取源が他にない場合でも、検査された抹茶のうち最大濃度の抹茶を定期的に長期間摂取する成人で、耐容週間摂取量 (TWI : 1 mg/kg 体重) を超える可能性があり、一部の集団では TWI の 2 倍以上になる可能性があるとのことです。

EFSA (2008) の耐容週間摂取量 : 1 mg/kg 体重

<https://www.bfr.bund.de/cm/349/high-aluminium-levels-in-some-matcha-tea-samples%20.pdf>

8. 米国 FDA 大豆レグヘモグロビンを色素添加物として認可

米国 FDA は、Impossible Foods 社から、2018年12月13日に色素添加物申請 (Color additive petition、CAP 9C0314) がなされていた、ビーフ・ミンチ類似品 (例えば、「野菜」バーガー) に使用する色素添加物として、大豆レグヘモグロビン (Soy Leghemoglobin) を、2019年7月31日認可しました。8月31日付けの Federal Register に掲載されました。21CFR Part 73.520 尚、反対意見は、9月3日午後11時59分 (東部時間) まで受け付けられます。

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-authorizes-soy-leghemoglobin-color-additive>

9. 新規食品としての「生きた豚鞭虫の有胚卵」の安全性 EFSA 8月1日

新規食品 (Novel food、NF) として申請された「生きた豚鞭虫 (Trichuris suis) の有胚卵が 250 個入った 15 mL ボトルのフードサプリメントについて、この NF の摂取に栄養上の意味はなく、投与による消化管有害事象頻度を増やすことが示され、安全上の懸念が生じないこと予想される安全な用量を設定できず、安全性は確立されないとのことです。

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5777>

参考 : 新規食品ステータスに関する相談中のリスト

https://ec.europa.eu/food/safety/novel_food/consultation-process_en

10. かつお節からベンツピレン 韓国

7月18日 日本 (HATANO SUISAN) から輸入した「カツオ節粉末」に、ベンゾピレンが基準 (10.0 µg/kg 以下) を超えて検出 (24.7 µg/kg) されたので、販売を中止し、回収するとのことです。

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43589

11. 牛肉の回収 (埼玉県)

さいたま市食肉衛生検査所が収去した牛肉を、さいたま市健康科学研究センターで検査したところ、食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づく農薬等の残留基準を超えるイソプロチオラン (農薬若しくは動物用医薬品) が 0.17ppm (牛の筋肉の基準値 : 0.02ppm) 検出されたとして、8月11日、さいたま食肉市場出荷組合に対し、食品衛生法第 54 条第 1 項の規定に基づき、当該牛肉の回収及び廃棄を命令したとのことです。

https://www.city.saitama.jp/006/014/008/003/008/005/p017920_d/fil/R10811press.pdf

12. 輸入食品監視指導結果（平成 30 年度）報告の公表

1) 輸入届出時における法違反の有無の確認

届出件数約 248 万件 届出重量約 3,417 万トン

2) モニタリング検査

モニタリング計画：98,521 件

実施件数：99,920 件 うち違反件数：152 件

3) 検査命令

実施件数：60,373 件（延べ 91,276 件） うち違反件数：213 件

4) 違反状況

違反件数：780 件（違反率：届出件数の 0.03%

微生物規格 206 件、有害・有毒物質及び病原微生物 187 件、添加物 108 件、

残留農薬 121 件、器具、腐敗、変敗、異臭及びカビの発生等 45 件、

残留動物用医薬品 26 件、容器包装規格 36 件、他 52 件

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06382.html

13. 輸入食品に対する検査命令

8月2日

対象食品等	検査の項目	経緯
タイ産ドリアン、その加工品（簡易な加工に限る）	プロシミドン	検疫所におけるモニタリング検査の結果、タイ産ドリアンからプロシミドンを検出した。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06052.html

8月8日

対象食品等	検査の項目	経緯
イタリア産ピスタチオナッツ加工品（ピスタチオナッツを 30%以上含有するものに限る。）	アフラトキシン	輸入時のモニタリング検査の結果、イタリア産ピスタチオナッツを原料として製造されたピスタチオナッツ加工品からアフラトキシンを検出した

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06161.html

（作成：2019 年 8 月 31）